

バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(連結)

平成19年3月より新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)が適用になりました。当行は、信用リスク・アセットの算出においては「標準的手法」、オペレーショナル・リスクの算出にあたっては「基礎的手法」を適用しております。また、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式に準補完的項目及びマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないことから、該当しない手法等に係る部分の記載は省略しております。

同規制の開示項目に関し、金融庁告示第15号に定める自己資本の充実の状況等について、以下のとおり開示致します。

<定量的な開示事項>

○第4条第3項第1号(自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額)

自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社については該当ございません。

○第4条第3項第2号(自己資本の構成に関する次に掲げる事項)

イ. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

- (1) 資本金及び資本剰余金
- (2) 利益剰余金
- (3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額
- (4) 自己資本比率告示第五条第二項又は第二十八条第二項に規定するステップ・アップ金利等を上乘せる特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合
- (5) 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの
- (6) 自己資本比率告示第五条第一項第一号から第四号まで又は第二十八条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額
- (7) 自己資本比率告示第五条第一項第五号又は第二十八条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額
- (8) 自己資本比率告示第五条第七項又は第二十八条第六項の規定により基本的項目から控除した額

ロ. 自己資本比率告示第六条又は第二十九条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第七条又は第三十条に定める準補完的項目の額の合計額

ハ. 自己資本比率告示第八条又は第三十一条に定める控除項目の額

二. 自己資本の額

連結自己資本の構成

[単位：百万円]

項目	平成24年9月期	平成25年9月期
資本金	22,725	22,725
資本剰余金	17,629	17,629
利益剰余金	74,103	78,382
自己株式	△1,992	△1,963
社外流出予定額	△663	△664
新株予約権	158	188
連結子法人等の少数株主持分	3,715	4,170
基本的項目(A)	115,676	120,468
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,179	1,179
一般貸倒引当金	3,987	4,485
負債性資本調達手段等	—	—
補完的項目(B)	5,166	5,664
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,042	1,042
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	—	—
控除項目計(C)	2,042	1,042
自己資本額(D)=(A)+(B)-(C)	118,799	125,090
資産(オン・バランス)項目	843,546	913,519
オフ・バランス取引等項目	8,596	8,153
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	60,493	60,694
リスク・アセット額(E)	912,637	982,367
自己資本比率(国内基準)(D)/(E)	13.01%	12.73%
参考：Tier 1比率(国内基準)(A)/(E)	12.67%	12.26%

○第4条第3項第3号(自己資本の充実度に関する次に掲げる事項)

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
- (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びポートフォリオごとの内訳
- (3) 証券化エクスポージャー

資産(オン・バランス)項目

[単位: 百万円]

	平成24年9月期	平成25年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	195	289
10. 地方三公社向け	1	13
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	328	405
12. 法人等向け	12,849	13,564
13. 中小企業等向け及び個人向け	9,095	10,270
14. 抵当権付住宅ローン	2,298	1,938
15. 不動産取得等事業向け	5,898	7,007
16. 三月以上延滞等	168	119
17. 取立未済手形	0	0
18. 信用保証協会等による保証付	120	133
19. 株式会社地域経済活性化支援機構による保証付	—	—
20. 出資等	809	779
21. 上記以外	1,976	2,016
22. 証券化(オリジネーターの場合) (うち再証券化)	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合) (うち再証券化)	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合計	33,741	36,540

オフ・バランス取引等項目

[単位: 百万円]

	平成24年9月期	平成25年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	2	1
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補填信託契約)	73	72
5. NIF又はRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—	—
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証)	266	250
(うち有価証券の保証)	—	—
(うち手形引受)	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補填信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額(△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	1	1
カレント・エクスポージャー方式	1	1
派生商品取引	1	1
外為関連取引	1	1
金利関連取引	—	—
金関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引(カウンターパーティー・リスク)	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合計	343	326

当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、前記(2)は該当ございません。

バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(連結)

- ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
 (1)マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳(i)簡易手法が適用される株式等エクスポージャー(ii)内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
 (2)PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
 当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
 当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- ニ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
 (1)標準的方式
 (2)内部モデル方式
 当行連結グループは、自己資本比率告示第四条により、マーケット・リスク相当額を不算入の扱いとしているため、該当ございません。

- ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
 オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 [単位：百万円]

	平成24年9月期	平成25年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,419	2,427
うち基礎的手法	2,419	2,427
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

- ヘ. 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率(自己資本比率告示第二条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第二十五条)の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。)
 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率 [単位：%]

	平成24年9月期	平成25年9月期
連結自己資本比率(国内基準)	13.01	12.73
連結基本的項目比率(国内基準)	12.67	12.26

- ト. 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第二条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第二十五条)の算式の分母の額に八パーセント(海外営業拠点を有しない銀行にあっては四パーセント)を乗じた額をいう。)
 連結総所要自己資本額 [単位：百万円]

	平成24年9月期	平成25年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
連結総所要自己資本額(国内基準)	36,505	39,294

※平成24年9月期末所要自己資本額=(リスク・アセット総額)912,637百万円×4%=36,505百万円
 ※平成25年9月期末所要自己資本額=(リスク・アセット総額)982,367百万円×4%=39,294百万円

- 第4条第3項第4号
 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項
- イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ハ. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別)

[単位：百万円]

平成24年9月期	信用リスクに関するエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	2,119,088	1,437,966	542,630	52	5,359
国外計	15,390	—	14,485	30	—
地域別合計	2,134,478	1,437,966	557,115	82	5,359
製造業	45,723	39,592	800	15	220
農業、林業	562	562	—	—	19
漁業	569	569	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3,353	3,353	—	—	145
建設業	50,534	50,400	—	0	657
電気・ガス・熱供給・水道業	17,285	15,090	—	—	—
情報通信業	13,479	12,523	—	—	80
運輸業、郵便業	18,882	17,914	—	5	5
卸売業、小売業	140,538	139,117	—	0	570
金融業、保険業	80,583	18,326	20,505	61	—
不動産業、物品賃貸業	192,455	188,578	—	—	578
各種サービス業	144,301	143,825	—	—	612
国・地方公共団体	685,046	149,236	535,810	—	—
個人	658,874	658,874	—	—	2,469
その他	82,287	—	—	—	—
業種別合計	2,134,478	1,437,966	557,115	82	5,359
1年以下	546,847	334,609	172,948	82	1,363
5年以下	402,502	195,648	206,156	—	929
10年以下	358,695	203,655	155,037	—	1,251
10年超	727,176	704,053	22,973	—	1,405
期間の定めのないもの	99,256	—	—	—	409
残存期間別合計	2,134,478	1,437,966	557,115	82	5,359

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は3,705百万円です。

※合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでいます。

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別)

[単位：百万円]

平成25年9月期	信用リスクに関するエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	2,171,711	1,470,900	552,527	47	3,269
国外計	16,965	—	15,828	111	—
地域別合計	2,188,676	1,470,900	568,355	159	3,269
製造業	44,175	37,943	300	10	28
農業、林業	679	679	—	—	21
漁業	530	530	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,831	1,831	—	—	55
建設業	47,990	47,782	—	—	112
電気・ガス・熱供給・水道業	18,315	15,857	—	—	—
情報通信業	11,099	10,164	300	—	9
運輸業、郵便業	16,904	16,068	—	—	10
卸売業、小売業	143,380	141,563	—	0	232
金融業、保険業	96,692	23,433	28,341	148	—
不動産業、物品賃貸業	220,391	215,840	—	—	555
各種サービス業	144,988	144,678	—	—	392
国・地方公共団体	672,031	132,617	539,413	—	—
個人	681,909	681,909	—	—	1,849
その他	87,758	—	—	—	—
業種別合計	2,188,676	1,470,900	568,355	159	3,269
1年以下	459,577	312,419	104,826	159	877
5年以下	473,739	208,272	265,370	—	445
10年以下	358,937	199,848	159,086	—	496
10年超	789,581	750,358	39,072	—	1,337
期間の定めのないもの	106,841	—	—	—	112
残存期間別合計	2,188,676	1,470,900	568,355	159	3,269

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は7,156百万円です。

※合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでいます。

バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(連結)

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

[単位：百万円]

	平成24年9月期				平成25年9月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	4,114	447	575	3,987	3,968	903	386	4,485
個別貸倒引当金	8,718	1,758	1,969	8,506	10,449	1,705	3,834	8,320
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	12,833	2,205	2,545	12,493	14,417	2,608	4,220	12,805

一般貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

[単位：百万円]

	平成24年9月期				平成25年9月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	4,114	447	575	3,987	3,968	901	386	4,483
国外計	-	-	-	-	-	1	-	1
地域別合計	4,114	447	575	3,987	3,968	903	386	4,485
製造業	367	14	24	358	375	72	37	410
農業、林業	0	0	0	1	1	0	0	1
漁業	52	0	0	52	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0	1	1	0	0	1
建設業	120	44	56	108	121	75	53	143
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	2	0	2
情報通信業	86	2	5	83	80	38	1	117
運輸業、郵便業	28	5	11	23	22	12	3	31
卸売業、小売業	322	49	81	290	350	138	59	429
金融業、保険業	3	0	1	2	1	0	0	2
不動産業、物品賃貸業	484	66	73	478	479	144	48	575
各種サービス業	1,126	65	51	1,140	1,122	183	37	1,268
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	1,365	197	209	1,353	1,291	233	120	1,404
その他	152	-	60	92	120	-	23	97
業種別計	4,114	447	575	3,987	3,968	903	386	4,485

個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

[単位：百万円]

	平成24年9月期				平成25年9月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	8,718	1,758	1,969	8,506	10,449	1,705	3,834	8,320
国外計	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	8,718	1,758	1,969	8,506	10,449	1,705	3,834	8,320
製造業	814	153	151	817	774	14	102	687
農業、林業	5	0	4	2	3	-	0	3
漁業	12	1	0	13	209	25	0	234
鉱業、採石業、砂利採取業	46	71	11	106	13	16	-	30
建設業	1,407	108	815	701	411	49	346	115
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	22	37	4	55	55	35	2	88
運輸業、郵便業	9	5	0	13	9	3	1	11
卸売業、小売業	1,804	175	68	1,912	1,993	661	205	2,449
金融業、保険業	51	-	51	-	-	1	-	1
不動産業、物品賃貸業	680	57	10	726	774	224	240	757
各種サービス業	686	542	134	1,094	1,330	327	60	1,597
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	2,366	527	517	2,376	4,314	293	2,727	1,880
その他	809	76	199	686	557	50	145	463
業種別計	8,718	1,758	1,969	8,506	10,449	1,705	3,834	8,320

ホ. 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額
貸出金償却額の内訳(業種別)

[単位：百万円]

	平成24年9月期	平成25年9月期
製造業	200	46
農業、林業	-	-
漁業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	718	211
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情報通信業	2	-
運輸業、郵便業	-	-
卸売業、小売業	60	177
金融業、保険業	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-
各種サービス業	22	99
国・地方公共団体	-	-
個人	352	367
その他	-	-
業種別計	1,356	904

ヘ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第八条第一項第三号及び第六号(自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)又は第三十一条第一項第三号及び第六号(自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

[単位：百万円]

	平成24年9月期			平成25年9月期		
	エクスポージャーの額	うち格付あり	うち格付なし	エクスポージャーの額	うち格付あり	うち格付なし
0%	665,745	21,160	644,585	632,445	20,042	612,402
10%	51,821	44,433	7,388	75,771	72,105	3,665
20%	50,214	46,315	3,898	65,535	60,011	5,524
30%	-	-	-	-	-	-
35%	164,155	-	164,155	138,481	-	138,481
40%	1,112	1,112	-	1,199	1,199	-
50%	11,975	10,401	1,574	11,759	10,325	1,434
70%	300	300	-	2,032	2,032	-
75%	486,347	120	486,227	521,610	-	521,610
100%	564,762	15,947	548,814	609,545	17,235	592,310
120%	290	161	129	1,181	996	185
150%	2,297	-	2,297	1,754	-	1,754
350%	-	-	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-	-	-
合計	1,999,023	139,952	1,859,071	2,061,315	183,947	1,877,368

※国債及び日本銀行向けエクスポージャーは格付なしに計上しています。

※デリバティブは与信相当額を計上しています。

※参加利益を購入したローン・パーティシペーションについては、原債務者と原債権者(参加利益の売却者)それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトの区分に計上しています。

ト. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)
- (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
- (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(連結)

リ、内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ、内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比
当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

○第4条第3項第5号(信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項)

イ、標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

(1)適格金融資産担保

(2)適格資産担保(基礎的内部格付手法採用行に限る。)

ロ、標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

連結子会社では、信用リスク削減手法を適用しておりません。

○第4条第3項第6号(派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項)

連結子会社では、派生商品取引を行っておりません。

○第4条第3項第7号(証券化エクスポージャーに関する事項)

連結子会社では、証券化取引を行っておりません。また、連結子会社では、証券化エクスポージャーを保有しておりません。

○第4条第3項第9号(銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

イ. 中間連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。)

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

出資等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額等

[単位：百万円]

	平成24年9月期		平成25年9月期	
	中間連結貸借対照表額	時価	中間連結貸借対照表額	時価
上場株式等エクスポージャー	13,453		18,114	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	2,267		2,260	
合計	15,720	15,720	20,375	20,375

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

[単位：百万円]

	平成24年9月期	平成25年9月期
売却損益額	△300	623
償却額	91	12

ハ. 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

平成24年9月期：中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額は△1,403百万円です。

平成25年9月期：中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額は5,148百万円です。

ニ. 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額については該当ございません。

ホ. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第六条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

当行連結グループは、海外営業拠点を有していないため、自己資本比率告示第六条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額については該当ございません。

ヘ. 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

当行連結グループは、標準的手法採用行であり、自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーについては該当ございません。

○第4条第3項第10号(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額)

当行連結グループは、標準的手法採用行であり、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額については該当ございません。

○第4条第3項第11号(銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額)

連結子会社を対象とした銀行勘定における金利リスクについては、連結子会社の総資産の総合計を親銀行の金利感応性のあるバンキング勘定の資産、負債、オフバランスと比較した場合、残高が5%未満であることから重要性に乏しいため、計測しておりません。